

## 【令和7年第4回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和7年12月16日 健康福祉委員長 後藤 真左美

- 「議案第186号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第187号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第188号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 《主な質疑・答弁等》

- \* 第9期かわさきいきいき長寿プランにおいて介護医療院の整備予定床数が減少した理由について

前期計画策定時に想定した市内介護関係施設の状況及び運営実態を踏まえ、第9期かわさきいきいき長寿プランにおいては、整備予定床数を削減した。

- \* 第9期かわさきいきいき長寿プランにおける介護医療院の整備予定床数の算定根拠について

市内において将来的に必要となる床数を正確に予測することは困難であるが、令和4年に実施した川崎市高齢者実態調査等を通じ、利用者及び関係団体等の意見を集約し、その結果を踏まえ、整備予定床数を算定した。

- \* 介護医療院の新設及び転換に係る運営法人募集における現在の応募状況について

現在のところ、応募がない状況である。また、令和7年12月19日の応募受付期間終了までに応募がなかった場合は、関係団体等と意見交換等を行い、次回の公募に向けた条件整備等の検討が必要であると認識している。

- \* 条例改正による介護医療院への影響について

国の法改正に伴う条例改正であり、介護医療院への影響はないと認識している。

### 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第213号 川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定について」

### 《主な質疑・答弁等》

- \* 指定管理者選定への参加者増に向けた取組内容について

今回の選定では、結果として一者選定となつたが、公募期間を1か月以上設けるなど、十分な期間を確保した。その結果、次期指定管理予定者以外にも施

設見学等の参加申込みがあり、一定の成果につながったものと認識している。

\* 選定評価委員会における次期指定管理予定者の提案内容に関する評価について

選定評価委員会においては、提案内容における収入見込みについて低評価となった。その理由として、次期指定管理予定者の施設運営に関する提案内容が収支バランスを取るための方法の記載にとどまったためと認識している。また、本来であれば、施設管理者として目指すべき稼働率や収入の具体的な数値等を提案することが望ましいと認識している。

\* 次期指定管理予定者と本市の適切な関係性の在り方について

次期指定管理予定者は、社会福祉法に基づき設置されており、本市の関与が過度なものとならないように、法において関係行政庁の職員は役員の総数の5分の1を超えてはならないとする規定を定めている。また、各種指定管理施設及び地域包括ケアを担う事業者として連携し、指摘すべき事項や課題が生じた場合には、適切に対応する予定である。

\* 川崎市総合福祉センターの職員数について

現在、勤務する職員は16人であり、そのうち正規職員は2人、非正規職員は14人である。

\* 本年9月に発生した大雨による川崎市総合福祉センターの浸水被害状況について

人的被害はなかったが、設備に関する被害として電話及びエレベーターが使用不能となったほか、駐車中の車両がタイヤの一部分まで浸水した。

\* 今後の浸水被害対策について

次の出水期に備え、当該施設に止水板の設置を検討している。

\* 災害時における市と施設管理者との役割分担について

現状、当該施設においては災害時の役割に関する協議が行われていないため、来年度の出水期までにマニュアル等を整備する予定である。

\* ふくし相談事業及び情報バンク事業の利用者数について

川崎市総合福祉センターにおいては、ふくし相談事業及び情報バンク事業の2事業を実施している。令和6年度における相談件数は、ふくし相談事業が370件、情報バンク事業が276件であった。

\* 各種相談事業における対応者の専門性について

総合相談事業等のほか、専門相談も実施しているが、各種相談事業において、高度な専門性を要すると判断された案件については、当該相談窓口において弁護士、精神科医及び臨床心理士の3人が対応する体制としている。

\* 施設利用時におけるキャッシュレス決済機器の導入について

キャッシュレス化に必要となる機材の整備や決済手数料の負担等に課題はあるものの、他の公共施設での導入状況を踏まえ、令和9年度に向けて導入を検討している。

《意見》

\* 専門家による意見の反映状況について懸念点が多いため、選定評価委員会の在り方について改善を図ってほしい。

\* 本施設は地域福祉における重要な拠点であるため、議案には賛成するものの、次

期指定管理予定者がこれまで指定管理者を務めた経験を生かし、適切に指定管理業務を担うとともに、社会福祉法人としての法人運営体制及び他の運営事業については適正化に努めてほしい。

\* 浸水被害を受けたことを鑑み、施設の浸水被害防止について早期実施に努めてほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

#### ○ 「議案第214号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について」

##### 《主な質疑・答弁等》

\* 川崎市中原老人福祉センターの利用者数について

令和6年度の実績で、1万5,573人である。

\* 川崎市中原老人福祉センターの移転に関する地域住民等への説明について

令和6年8月に説明会を実施し、令和11年4月を目途に移転を計画している旨を説明した。移転先の整備及び運営内容の検討状況についても、改めて地域住民等に対して説明会を実施する予定である。

\* 施設利用者に対する説明会の際に出た意見の内容について

現在、センターにおいて実施している活動が移転後にも引き続き実施できるよう、施設機能を維持してほしい旨の要望が多いと認識している。

\* 施設利用者に対する今後の周知について

当該施設移転後の運営内容のほか、跡地周辺にある地域活動拠点等に関する情報提供を行い、活動の継続が可能である旨を周知する予定である。

\* 当該施設の跡地活用について

跡地利用については、周辺の特別養護老人ホーム等の地域資源の動向を踏まえ、府内にて検討を進める予定である。また、検討結果の具体的な公表時期は未定であるが、可能な限り早期に示すようにしたい。

\* 当該施設における避難所機能の代替施設について

クラブ室が大雨災害時の避難所機能を有しているため、近隣住民と協議を行い、今後の代替施設について検討を行う予定である。

\* 当該施設における入浴施設の休止に至った理由及び休止による影響について

施設老朽化に伴い、利用継続のためには改修に多額の費用を要するため、休止の判断に至ったものである。また、50人程度の特定の利用者が日常的に利用していた状況であり、住民説明会に際して利用者へ意見を聴取した結果、休止に至った経緯について理解を得ている状況にあると認識している。

#### 《意見》

\* 避難所機能に関し、代替施設について早期の検討を進めてほしい。

\* 地域活動施設機能については早期に代替施設の整備を行ってほしい。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第222号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第31号 社会福祉法人らぽおるの樹の運営に関し、川崎市健康福祉局の監査及び指導体制の社会福祉法の運用の観点からの検証と抜本的な見直しに関する請願」

《請願の要旨》

社会福祉法人らぽおるの樹の倫理的・財政的破綻の責任について、監査指導権限のある健康福祉局の責任を明らかにするために、第三者委員会による検証を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

社会福祉法人らぽおるの樹は、法人本部を市内に置く社会福祉法人であり、障害福祉サービス事業などの第二種社会福祉事業のほか、日中一時支援などの公益事業を市内で運営している。当該法人を含む社会福祉法人に求められる役割として、社会福祉法第24条第1項の規定では、事業を確実に効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともにその提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないと規定しており、本市は社会福祉法人に対し、その事業内容における適正性の確保の観点で、法人の許認可及び指導監査並びに法人運営に係る助言及び指導を実施している。また、関係法令に基づき事業所の指定及び指導監査並びに事業所運営に係る助言及び指導についても実施している。

これまでの当該法人に対する具体的な対応としては、定期・随時監査時に把握した改善を要する事項について複数回にわたって文書及び口頭により指摘を行ったほか、令和3年度には監査指摘事項の未改善、不安定な法人管理・運営体制等の理由により、特別指導監査等を実施した。また、運営する各事業所に対しても、実地指導及び監査を通じて複数回処分を実施しており、その結果として、指定効力停止及び給付費返還の処分を受けた事業所もある。

請願に対する本市の見解としては、当該法人に対しては、指導監査等を実施の上、運営状況等の把握に努め、適宜、助言及び指導を行うほか、事業所への運営指導等を随時実施し、法令違反に対しては行政処分を実施する等、所轄として監督業務を履行している。今後とも法人及び事業所の改善状況等の確認に努め、利用者保護を第一に、適正な法人運営と事業の健全な経営の確保が行われるよう、引き続き指導監査に加え、必要な助言及び伴走型支援を行う予定である。

《主な質疑・答弁等》

\* 当該法人の運営する事業所の利用者数及び従業員数について

利用者は153人である。また、従業員数については、本市への報告の必要がないため把握していない。なお、法人には理事6人、評議員8人及び監事2人が在籍している。

\* 内部通報を受け、実施した監査における指摘事項の内容及び処分内容について

法人の理事が故意に誤った区分で給付費を請求する等の不正請求及び運営基準違反が確認されたため、事業所としての指定の一時停止及び本市への返還金の請求等の行政処分を実施した。

#### \* 内部通報による不正発覚以前の本市の監査体制及び現在の監査体制について

当時の事業所に対する指導監査体制は非常に小規模であり、寄せられる通報対応等で業務がひっ迫し、指導監査体制が十分ではなかった。当該法人の事業所に限らず、障害福祉サービス等の事業所による不正が市内で毎年度発覚する状況を受け、市の指導監査体制について改善に向けた取組を重ね、現在も指導監査の人員を増員するなど、指導監査体制を構築しているところである。

#### \* 社会福祉法人への監査手法について

国の指導監査ガイドライン等に基づき監査を実施しており、加えて社会福祉法人会計基準に基づいた会計処理等に関する事務改善について指導している。特に当該法人に対しては、部署間連携で運営状況等の確認体制を強化し、手厚く伴走型支援を行っている。

#### \* 指導監査体制の強化に向けたプロジェクト会議について

本プロジェクト会議は、令和3年に提出された同趣旨の陳情審査における委員からの意見を受けて設置したものであり、これまでに20回程度開催している。設置目的としては構成する各部署が指導監査情報等を共有し、連携することで指導監査の効果的な実施を図ることである。

#### \* 不正請求に係る返還金の残額について

不正請求による返還金及び国の法令に基づく加算金を合わせ、返還金の残額は約760万円であり、全体の約8割は返還済みである。

#### \* 請願者から本市に寄せられた要望事項への対応について

請願者からは法人の不適切な運営状況への対応、請願者と当該法人との仲介支援及び当該法人が経営事項として判断すべき内容への行政の関与の3点について繰り返し要望されているが、行政として不適切な運営状況への対応については、既に実施していること、その他については対応ができない旨を繰り返し説明している状況である。

#### \* 請願者による各種SNS等の情報発信について

請願者は、各部署とのやり取りを録音した上で、SNS等に投稿しており、以前には投稿の削除と引き換えに対応を求める発言もあった。本市としては、これまでの対応に誤りはなく、削除を求める必要はないと考えているが、今後の情報発信の方法や内容等の状況の変化によっては、対応について検討が必要であると認識している。

#### \* 不正請求を未然に防ぐための新たな取組について

現在、就労系の事業所に関し、国において適切なサービス提供をする事業所を指定するため、外部専門家等の協力により指定申請に係る提出書類の内容確認等を行うことも含めて、具体的な取組方法を検討中である。また、本市も国の制度改正を注視し、対応を進める予定である。

《意見》

\* 社会福祉法人の適正な運営を監査するため、事前指導及び注意喚起機能の強化を目的として、外部専門機関との協力を検討してほしい。

\* 今後は職員や利用者からの意見について、集約するための工夫をお願いしたい。

\* 未回収の返還金について、当該法人に対して確実に返還するよう、今後も引き続き求めてほしい。

#### 《取り扱い》

- ・本請願には監査の在り方について検証すべきという趣旨が含まれていると考えており、継続審査とし、これまでの取組に加えて、財務や会計処理など専門的な視点を持つ外部専門家の意見を取り入れることにより、現行の監査体制を幅広い視点で検証する必要があると考えるが、採決に当たっては請願の願意については理解できるため趣旨採択すべきである。
- ・現状、市は当該法人に対して十分に対応しており、今後の課題についても、必要な助言及び指導を行うとしているため、請願者の求める第三者委員会の設置は不要と判断し、本請願は不採択とすべきである。
- ・当該法人に対する監査についてはこれまで適正に実施されていると考えており、請願者の求める監査体制の抜本的な見直し及び責任の明確化といった内容についても、既に対応しているため、本請願は不採択とすべきである。
- ・請願者の求める内容は市の権限において対応するのは非常に困難な内容であり、本請願は不採択とすべきである。

#### 《審査結果》

賛成少数不採択